

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年8月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300082号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成16年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成17年12月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年12月から平成18年8月までの標準報酬月額については、19万円から20万円とする。

平成17年12月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 請求者のC社における平成18年12月31日の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成16年12月15日
② 平成17年12月1日から平成18年4月1日まで
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年4月1日から同年9月1日まで
⑤ 平成18年12月

請求期間①について、A社から賞与を支給されたが、標準賞与額の記録がない。請求期間②及び④について、B社における当該期間の標準報酬月額が19万円とされているが、給与明細書によると、19万円に見合う厚生年金保険料より高額な保険料を控除されている。請求期間③について、D社から賞与を支給されたが、標準賞与額の記録がない。請求期間⑤当時はB社又はC社に勤務しており、平成18年12月に賞与を支給されたが、標準賞与額の記録がない。以上の各請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与支払明細書、給与所得の源泉徴収票等により、請求者は、平成16年12月15日にA社から31万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成16年12月15日の賞与に係る届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者おりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②及び④について、請求者から提出された平成17年12月分から平成18年8月分までの給与明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）より高い20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求者は、B社において、平成17年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求者の請求期間②及び④に係る標準報酬月額は、資格取得時に決定された標準報酬月額が記録される場所、上記給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は20万円であると認められる。

したがって、請求者の請求期間②及び④に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の後継事業所であるC社は、請求者の請求内容おりの届出を行った

か否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間⑤について、請求者の雇用保険の加入記録、商業登記簿の記載等により、請求者は、当該期間において、B社の後継事業所であるC社に勤務していたと認められる。

また、請求者から提出された賞与に係る明細書、給与所得の源泉徴収票等により、請求者は、平成18年12月に31万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、賞与支給日については、上記賞与に係る明細書に記載されておらず確認できないことから、賞与支給月の末日と認定し、平成18年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求者の平成18年12月に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間③について、雇用保険の加入記録によると、請求者のD社における離職日は平成17年11月30日であり、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成17年12月1日）と符合している上、請求者から提出された同社に係る給与所得の源泉徴収票には、退職日が同年11月30日である旨記載されている。

一方、請求者から提出された賞与支払明細書によると、請求者は、平成17年12月15日にD社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されている。

しかしながら、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされているところ、オンライン記録によると、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成17年12月1日であり、同年12月は被保険者期間に算入されず、保険料徴収の対象とならないことから、請求者の同社における標準賞与額の訂正を認めることはできない。